

タクシー運賃改定の処理状況について

平成20年5月30日現在

区分	地区数	備 考
公示済み (沖縄離島地区を除き改定済み)	49 地区	物閣 : 東京特別・武三 協議 : 名古屋、東京多摩、京浜、静岡、広島A、福岡A、 埼玉A、千葉A、熊本、北九州、相模・鎌倉、 札幌A、岡山 連絡 : 長野A、長野B、大分、秋田A、秋田B、長崎A、 沖縄本島、和歌山市域、有田・御坊、新潟B、 富山、埼玉B、千葉B、香川、佐賀、福岡B、泉、 小田原、群馬A、群馬B、栃木、茨城、山梨A、 山梨B、尾張・三河、山形A、山形B、福島、岐阜 青森、伊豆、山口、金沢、石川、沖縄離島
審査中	5 地区	新潟A、橋本、高知市域、旭川B、鹿児島A
審査せず	2 地区	宮城仙台 ※ 申請から3か月間に申請率が7割に達しなかったもの。 三重 ※ 審査開始後、申請の取り下げにより7割を下回ったもの。
申請受付中	5 地区	帯広、旭川A、奈良県、神戸・阪神、福井
計	61 地区	

(注)全国の運賃ブロックは計90地区

タクシーの運賃改定実施地区

■ 運賃改定が実施された地区(平成20年5月22日現在)

